

板橋区就学援助制度の特例判定のお知らせ（小学校入学前用）

この特例判定による結果は、令和8年6月までの判定に適用されます。

板橋区では、お子さんが学校で楽しく過ごすことができるよう、経済的に困りの家庭に対して、学校でかかる費用の一部を援助する就学援助制度を設けています。

申請したが認められなかった方でも、令和7年中の所得が激減する特別の事情がある方については、特例判定により、下記の条件に該当すれば、認定することができます。

1 特例判定が可能な対象者（令和7年中の所得が激減する特段の御事情がある方）

- (1) 経営している会社が倒産した方
- (2) 会社都合による退職・解雇された方
- (3) 病気又は怪我で働けなくなった方
- (4) 犯罪被害等による影響を受けた方

2 所得基準額

上記（1）～（4）の方については、令和7年1月から直近月まで（7月申請の場合は6月分まで）の世帯の所得合計を年間ベースに算出した際、所得基準額未満であることが条件となります。ただし、不動産の売却等による一時的な所得は判定から除きます。

なお、所得は、年間収入金額とは異なりますので、御注意願います。御家族の人数と年齢等により所得基準額が異なりますので、下表は目安と考えてください。

所得基準額（目安）

世帯員	家族構成例	所得基準額
2人	親1人、子1人	約263万円
3人	両親、子1人	約334万円
4人	両親、子2人	約389万円
5人	両親、子3人	約459万円
6人	両親、子4人	約487万円

必要書類

◇ 必ず提出していただく書類

ア 申立書（令和7年7月から令和8年6月判定用）

- ・区ホームページからダウンロード
 - ・学務課学事係（板橋区役所北館6階14番窓口）に置いてあります。
- ※特例判定を希望するお子様1人につき1枚提出してください。

イ 令和7年1月から令和7年12月までの世帯の所得合計がわかる書類

※表面1の対象者以外にも所得がある世帯員の書類提出が必要です

◇ 対象者（表面1）のうち（1）～（4）に該当する方が必要な書類

（1）～（4）にあてはまる事情に応じて、下記のいずれかの書類が必要です。

- ・事業廃止証明書等の退職、倒産の事実がわかる書類
- ・会社都合による退職がわかる書類
- ・診断書等休職の事実がわかる書類
- ・警察署に届け出をしたことが確認できる書類

※失業手当・傷病手当・育児休業手当も判定に含みますので、受給関係書類の提出もお願いいたします。

※警察署へ被害届け等を提出したことが確認できる書類の発行については、お手続きを行った警察署で、公的機関への提出が必要な旨お伝えいただき、個別に御相談ください。

申立期間

郵送：令和9年4月 8日（水曜日）消印有効

窓口：令和9年4月10日（金曜日）17時まで

申立書等の提出先

- ・学務課学事係（板橋区役所北館6階14番窓口、郵送可能）

担当 板橋区教育委員会事務局学務課学事係

〒173-8501 板橋区板橋2-66-1 板橋区役所6階

電話 03-3579-2611 FAX 03-3579-4214

メールアドレス k-gakuji@city.itabashi.tokyo.jp